

# プロ向けベンチャー・ファンドの特例 (ファンド監査要件の除外)

- 金融庁関係国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業に係る内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和8年4月22日施行）

## 規制改革の内容

### 特例措置前

ファンドの販売・運用には原則として登録が必要だが、プロ向けファンドであれば届出のみで可能。プロ向けベンチャー・ファンドは投資家の範囲が通常より拡大される一方、**ファンド監査の要件**が課されている。

### 特例措置

国家戦略特区内に主たる営業所を有する事業者が特区内で販売・運用を行うプロ向けベンチャー・ファンドについて、以下の要件を満たす場合、上記**監査要件を除外**する。

- ① 投資家について、**適格機関投資家等のほかは、M&A・IPO等の実務経験のある者、認定経営革新等支援機関、これらの資産管理会社等に限定すること**
- ② **全出資者に監査を受けないことを説明、同意を得ること**
- ③ **ファンドの出資総額が1億円未満であること**

### 効果

- ベンチャー・ファンドに出資する機会の増加
- 「個人」がスタートアップを支援する機運を醸成  
⇒スタートアップへの**投資機会、成長資金の供給の拡充**

## 規制改革の概要

通常

適格機関投資家  
(証券会社等)



① M&A・IPO等の実務経験のある者、認定経営革新等支援機関、これらの資産管理会社等



監査を受ける必要

プロ向けベンチャー・ファンド

特例措置

適格機関投資家  
(証券会社等)



① M&A・IPO等の実務経験のある者、認定経営革新等支援機関、これらの資産管理会社等



② 全出資者に監査を受けないことを説明・同意を得る

③ 出資総額が1億円未満

監査不要

プロ向けベンチャー・ファンド

投資機会、成長資金の供給の拡充